

## 新幹線岐阜羽島駅「のぞみ号・ひかり号」停車促進協議会規約

### (目的)

第1条 この協議会は、東海道新幹線岐阜羽島駅に「のぞみ号」を停車させること及び「ひかり号」の停車回数を増加させることを目的とする。

### (名称)

第2条 この協議会は、新幹線岐阜羽島駅「のぞみ号・ひかり号」停車促進協議会（以下「協議会」という。）という。

### (構成)

第3条 協議会は、この会の目的に賛同する地方公共団体をもって組織する。

### (事業)

第4条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- 一 関係機関に対する要望に関する事項。
- 二 その他目的達成のために必要な事項。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、会長所在市町村事務所に置く。

### (役員)

第6条 協議会の役員は、会長、副会長、理事及び監事とする。

- 2 役員は、総会においてこれを選出する。

### (役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、協議会の事業促進に必要な業務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

### (名誉会長、顧問及び参加)

第8条 協議会に名誉会長、顧問及び参加を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参加は、役員会に諮り会長が委嘱する。

### (幹事)

第9条 協議会の事務を処理するため、幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表に定める者をもって充てる。

### (会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会及び幹事会とする。

- 2 会議は会長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 総会に付すべき事項は、次のとおりとする。  
ただし、役員会をもってこれに代えることができる。

- 一 事業計画の策定及び報告に関すること。
- 二 予算及び決算に関すること。
- 三 規約の改廃に関すること。
- 四 その他重要事項。

(会計)

第11条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもってこれに充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長において別に定める。

附 則

この規約は、昭和58年11月29日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年8月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年10月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年9月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年8月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表

幹事 岐阜県都市建築部都市公園・交通局公共交通課長  
西濃県事務所振興防災課長  
揖斐県事務所振興防災課長

